

受付印

市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書

令和 年 月 日提出 東 温 市 長	申 請 者	住所又は所在地	〒 ー		特別徴収義務者 指 定 番 号	
		氏名又は 名 称			担 当 者	
					電 話 番 号	
地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。						
特例の適用を受けようとする税額 _____円 (_____年 月分から _____年 月分までの市・県民税特別徴収税額)						
申請の前6ヶ月間、各月末の給与の支払を受ける者の人数 ()内は臨時勤務者について外書で記入	年 月分	人 (人)	年 月分	人 (人)	年 月分	人 (人)
	年 月分	人 (人)	年 月分	人 (人)	年 月分	人 (人)
	年 月分	人 (人)	年 月分	人 (人)	年 月分	人 (人)
当市に住所を有する特別徴収該当者の氏名 (連名記載可)						
現在、市民税・県民税・森林環境税の滞納・遅延があるときは、その詳細な事由 申請日前1年以内に納期の特例の承認取り消しを受けたことがある場合その年月日		※該当がある場合のみご記入ください。				
決 議	課 長	課長補佐	係 長	担 当	決議事項及び年月日	調 査 事 項
					承 認 ・ 却 下 年 月 日	

※太枠のみ記入してください。すでに納期特例を承認されている事業所が、本年度も納期特例を希望する場合は申請する必要はありません。

市民税・県民税・森林環境税特別徴収に係る納期の特例について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者は、給与等の支払を受ける者の人数が東温市在住を問わず常時10人未満である場合において、納期特例申請書を提出し承認された場合に限り、給与等の支払の際に徴収した市民税・県民税・森林環境税特別徴収額を、次に掲げる期日までに納入することができます。

なお、「常時10人未満」とは、臨時勤務者（例：多忙時期等において臨時に雇い入れた方等）を除いた常時勤務者の総人員（東温市外の在住者も含む）が10人未満であることをいいます。

6月分から11月分・・・・・・・・納付書により12月10日までに6か月分の合計額を納入してください。

12月分から翌年5月分・・・・・・・・納付書により6月10日までに6か月分の合計額を納入してください。

※納付期限が土曜日、日曜日の場合には、金融機関の翌営業日が納期限となります。

- (注) 1 当該特例は、納期に関する特例です。従業員の方の給与からは毎月徴収してください。
- 2 納期の特例に係る申請をなされた場合でも、滞納や著しい納入遅延がある場合は承認されないことがあります。
また、納期の特例が承認された場合でも、滞納や納入遅延が生じた場合、当該特例の承認を取り消すことがあります。
- 3 納期の特例の承認後、給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満でなくなった場合には、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合等の届出書」を、東温市役所 総務部 税務課 市民税係まで提出してください。
- 4 納期の特例が承認された場合でも、退職等の異動があった際は、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を、その事由が生じた日の翌月の10日までに必ず提出してください。

【問合せ先】

〒791-0292 東温市見奈良530番地1

東温市役所 総務部 税務課 市民税係

TEL 089-964-4403（課直通）